

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	99990013
事務事業名	公平委員会事務費
予算書の事業名	公平委員会事務費
事業期間	開始年度 昭和27年度 終了年度 当面継続 業務分類 2. 内部管理
実施計画(H25～H27)への記載	無 実施計画(H26～H28)における区分 実施計画書に記載しない
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	15010000
部名等	公平委員会	
課名等	-	
係名等	-	
記入者氏名	保里晃徳	
電話番号	0765-23-1022	

政策体系上の位置付け	コード2	000000
政策の柱	該当なし	
政策名	該当なし	
施策名	該当なし	
区分	該当なし	
基本事業名	該当なし	

予算科目	コード3	001020107
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	1. 総務管理費	
目	7. 公平委員会費	

事業概要 (どのような事業か) 地方自治法の規定により設置が義務づけられている公平委員会の運営	◆実施計画への記載予定事業内容	単位	上段・計画：下段・実績				計画			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 公平委員	H26									
	H27									
	H28									
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 <平成25年度の主な活動内容> 公平委員会開催、富山県公平委員会連合会研修会参加、全国公平委員会連合会北信越支部研究会参加	① 公平委員数	人	3	3	3	3	3	3	3	
	②		3	3						
	③									
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 不服申立等の適正かつ迅速な審査・判定を行う。	① 公平委員会の開催数	回	0	0	1	1	1	1		
	② 研修等の参加回数	回	0	0	2	2	2	2		
	③		2	2						
その結果 <施策の目指すがた> 該当なし	① 勤務条件に関する措置審査件数	件	0	0	0	0	0	0		
	② 不利益な処分についての不服申立件数	件	0	0	0	0	0	0		
	③ 苦情相談件数	件	0	0	0	0	0	0		
↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 不服等の申出による										

◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 昭和27年魚津市公平委員会条例を制定	費目	実績		計画			
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) ・昭和37年魚津市公平委員会条例を廃止し、魚津公平委員会規約を制定する。(昭和37年12月21日施行) ・平成16年6月地方公務員法の改正により、平成17年度から職員の苦情処理事務が制定された。	(1)国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0	0
	(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	13	6	19	19	19	19
	(4)一般財源 (千円)	34	27	127	127	127	127
	予算(決算)額(1)～(4)の合計 (千円)	47	33	146	146	146	146
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) なし	(1)需用費 (千円)	0	0	3	3	3	3
	(2)委託料 (千円)	0	0	0	0	0	0
	(3)工事請負費 (千円)	0	0	0	0	0	0
	(4)負担金補助及び交付金 (千円)	47	33	53	53	53	53
	(5)その他 (千円)	0	0	90	90	90	90
◆県内他市の実施状況 <input type="radio"/> 把握している <input checked="" type="radio"/> 把握していない	A. 予算(決算)額(1)～(5)の合計 (千円)	47	33	146	146	146	146
◆市民と行政の協働状況 <input type="radio"/> 協働している <input type="radio"/> 協働可能だが未実施 <input checked="" type="radio"/> 協働になじまない	①事務事業に携わる正規職員数 (人)	0	0	0	0	0	0
	②事務事業の年間所要時間 (時間)	0	0	0	0	0	0
	B. 人件費(②×人件費単価/千円) (千円)	0	0	0	0	0	0
	事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	47	33	146	146	146	146
(参考)人件費単価 (円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400	

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
○ 直結度大 ○ 直結度中 ● 直結度小	説明	該当する施策がないため、直結する施策もない。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当			
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第7条第4項 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の7 魚津公平委員会規約 (昭和37年公平委員会告示第1号)	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はなし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	成果実績不明
成果向上の余地はなし。			
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	最低限の事業費であり削減の余地がない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	削減の余地なし。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	特定の受益者がいないため。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明		

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施			
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	年度
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	なし	成果の方向性 維持

★ 一次評価 (課長総括評価)	
地方公務員法で設置が義務づけられている委員会である。 平成24年度は不服申立等の事例は発生していないが、申立があれば常に適正かつ迅速な審査・判定を行える体制を必要とする。	二次評価の要否
	不要

★ 二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	99990015	部・課・係名等	コード1	1610000	政策体系上の位置付け	コード2	211001	予算科目	コード3	001020201
事務事業名	固定資産評価審査委員会事務費	部 名 等	固定資産評価審査委員会		政策の柱	共2 自立する自治体経営		会計	一般会計	
予算書の事業名	固定資産評価審査委員会事務費	課 名 等	事務局		政策名	1 戦略的行政経営システムの確立		款	2. 総務費	
事業期間	開始年度 昭和27年度 終了年度 当面継続 業務分類 2. 内部管理	係 名 等	-		施策名	1. 計画的で効率的な行財政経営の推進		項	2. 徴税費	
実施計画(H25~H27)への記載	無	記入者氏名	寺崎 徹		区 分	なし		目	1. 税務総務費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	電話番号	0765-23-1022		基本事業名	健全な財政運営の推進				

◆事業概要 (どのような事業か) 納税者の固定資産税課税台帳に登録された価格に対する不服の処理を行うための委員会の書記として事務を処理する。	◆実施計画への記載予定事業内容	単 位	上段・計画：下段・実績	計 画				
	H26		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	H27							
	H28							
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 固定資産評価審査委員	対象指標 ① 固定資産評価審査委員数	人	3	3	3	3	3	3
	②		3	3				
	③							
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 固定資産評価審査委員会の開催 固定資産評価審査委員会運営研修会への参加	活動指標 ① 固定資産評価審査委員会の開催	回	2	1	5	5	5	5
	② 研修会等への参加	回	1	1	1	1	1	1
	③		1	1				
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 固定資産の適当かつ公平な価格の決定を保障することができる。	成果指標 ① 審査申出件数	件	0	0	0	0	0	0
	②		0	0				
	③							
その結果 <施策の目指すがた> 中立・専門的な立場から不服の内容について審査・決定することにより、適当かつ公平な価格の決定を保障し、固定資産税における課税の公平を期する。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 市民の申出による							

◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 昭和27年魚津市固定資産評価審査委員会条例を制定	費 目	実 績		計 画			
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 平成9年4月、審査の中立性を担保する趣旨により、税部門から事務局を移管した。 平成11年度の法律改正により審査方法等の変更から魚津市固定資産評価審査委員会条例を全部改正した。	財源内訳 (1)国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0	0
	(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0	0
	(4)一般財源 (千円)	95	55	188	188	188	188
	予算(決算)額(1)~(4)の合計 (千円)	95	55	188	188	188	188
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) なし	支出内訳 (1)需用費 (千円)	0	0	0	0	0	0
	(2)委託料 (千円)	0	0	0	0	0	0
	(3)工事請負費 (千円)	0	0	0	0	0	0
	(4)負担金補助及び交付金 (千円)	3	4	4	4	4	4
	(5)その他 (千円)	92	51	184	184	184	184
	A. 予算(決算)額(1)~(5)の合計 (千円)	95	55	188	188	188	188
◆県内他市の実施状況 <input type="radio"/> 把握している <input checked="" type="radio"/> 把握していない	①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	2	2	2	2	2
◆市民と行政の協働状況 <input type="radio"/> 協働している <input type="radio"/> 協働可能だが未実施 <input checked="" type="radio"/> 協働になじまない	②事務事業の年間所要時間 (時間)	200	200	200	200	200	200
	B. 人件費(②×人件費単価/千円) (千円)	867	880	880	880	880	880
	事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	962	935	1,068	1,068	1,068	1,068
	(参考)人件費単価 (円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
○ 直結度大 ○ 直結度中 ● 直結度小	説明	固定資産税の賦課をする際の資産評価について、不服がある場合に行う事務である。固定資産税の賦課事務については、直結度は大きい、この事務は、間接的に施策の目指すがたに結びつくものであり、直結度は小さいと考えられる。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	地方自治法(昭和24年法律第67号)第180条の5第3項 地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第1項 魚津市固定資産評価審査委員会条例(平成11年条例第24号)	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	成果実績不明
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	固定資産評価審査委員会事務は、市の財政・業務の変化等に対して直接的に影響は受けず、委員会を開催するための最低限の事業費であるため、削減の余地なし。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	固定資産評価審査委員会を開催するための最低限の体制である。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	特定の受益者がいないため。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明		

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	年度
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的(～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★一次評価(課長総括評価)		二次評価の要否
地方税法で設置が義務づけられている委員会である。固定資産の価格に対する不服の審査申出があれば、申出から30日以内に審査して決定することが出来る体制を必要とする。		不要

★二次評価(経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	99990014				
事務事業名	監査事務費				
予算書の事業名	監査事務費				
事業期間	開始年度	昭和29年度	終了年度	当面継続	業務分類
					2. 内部管理
実施計画(H25~H27)への記載	無		実施計画(H26~H28)における区分		実施計画書に記載しない
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営				

部・課・係名等	コード1	14010100
部名等	監査委員	
課名等	事務局	
係名等	監査係	
記入者氏名	寺崎 徹	
電話番号	0765-23-1022	

政策体系上の位置付け	コード2	000000
政策の柱	該当なし	
政策名	該当なし	
施策名	該当なし	
区分	該当なし	
基本事業名	該当なし	

予算科目	コード3	001020601
会計	一般会計	
款	2. 総務費	
項	6. 監査委員費	
目	1. 監査委員費	

	◆事業概要 (どのような事業か) 地方公共団体の行財政が公正かつ効率的に行われているか、第三者の立場において監視し、評価する監査委員の事務補助を行う。監査委員の権能が十分に発揮できるように支援する。	◆実施計画への記載予定事業内容	単位	上段・計画：下段・実績					
				計画		計画			
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 監査委員	① 監査委員数	人	3	3	3	3	3	3
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 ・決算審査事務 ・工事業務監査事務 <平成25年度の主な活動内容> ・決算審査事務 ・例月出納検査事務 ・定期監査事務 ・工事業務監査事務 ・監査委員研修事務	① 監査委員の出席日数 ② 研修会等への参加回数	日 回	36 5	42 5	42 5	42 5	42 5	42 5
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 監査委員の権能が十分に発揮される監査体制を維持することができる。	① 例月出納検査実施回数 ② 決算審査を実施した課等の数 ③ 定期監査を実施した課等の数	回 課 課	12 25 27	12 26 27	12 25 27	12 25 27	12 25 27	12 25 27
その結果	<施策の目指すがた> 該当する施策なし。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

	◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 昭和29年魚津市監査委員に関する条例を制定	費目	実績					
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 平成3年地方自治法改正により、監査委員の職務権限が行政監査までに拡大。平成9年改正で、外部監査法人による監査の制度が創設された。平成19年7月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定により、監査委員の審査、意見が求められることとなった。	財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0	0
		(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0	0
		(4)一般財源 (千円)	421	563	605	605	605	605
		予算(決算)額(1)~(4)の合計 (千円)	421	563	605	605	605	605
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) なし	支出内訳	(1)需用費 (千円)	243	225	279	279	279	279
		(2)委託料 (千円)	0	0	0	0	0	0
		(3)工事請負費 (千円)	0	0	0	0	0	0
		(4)負担金補助及び交付金 (千円)	74	70	78	78	78	78
		(5)その他 (千円)	104	268	248	248	248	248
A. 予算(決算)額(1)~(5)の合計 (千円)		421	563	605	605	605	605	
◆県内他市の実施状況 ○ 把握している ● 把握していない	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 地方自治法に定められた監査、検査等を実施しており、内容については、県内他市とは同等である。	①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	2	2	2	2	
		②事務事業の年間所要時間 (時間)	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	
		B. 人件費(②×人件費単価/千円) (千円)	16,477	16,716	16,720	16,720	16,720	
		事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	16,898	17,279	17,325	17,325	17,325	
◆市民と行政の協働状況 ○ 協働している ○ 協働可能だが未実施 ● 協働にない	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 地方自治法に定められた委員により監査、検査等を実施するものであるため。	(参考)人件費単価 (円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
<input type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input checked="" type="radio"/> 直結度小	説明	該当する施策がないため、直結する施策はない。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	地方自治法(昭和24年法律第67号)195条 魚津市監査委員に関する条例(平成12年条例第12号) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	削減することにより、監査委員の権能が十分に発揮できなくなる。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	削減することにより、監査委員の権能が十分に発揮できなくなる。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	特定の受益者がいないため。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明		

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 成果向上の余地あり	
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> コスト削減の余地あり	
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切	<input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 <input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止			年度
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的(～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★一次評価(課長総括評価)		二次評価の要否
地方自治法で設置が定められた委員であり、事務局は委員の権能が十分に発揮できるよう努めている。 監査活動の支援には不具合は生じていない。		不要
★二次評価(経営戦略会議・部会)		